

村山市農業委員会総会会議録（第6回）

1. 期日 令和6年6月13日（木） 午後6時00分～
2. 会場 第1会議室（市役所2階）
3. 農業委員の出席者・欠席者名簿及び推進委員の出席者名簿

（1） 農業委員の出席者名簿（17名）

—	—	10番	板垣 厚志
2番	結城 正志	11番	海老名正度
3番	阿部 憲一	12番	奥山 金弥
4番	佐藤 善洋	13番	高谷 太
5番	門脇 忠教	14番	高橋 昭
6番	下山 勝宏	15番	齋藤 伊美子
7番	川田 雅紀	16番	石山 公己
8番	原田 浩明	17番	笹原 泉
9番	太田 一男	18番	青柳 篤

（2） 農業委員の欠席者名簿（1名）

1番	石川 賢也	—	—
—	—	—	—

（3） 農地利用最適化推進委員の出席者名簿（0名）

楯 岡	—	大 倉	—
西 郷	—	大久保	—
富 本	—	戸 沢	—
袖 崎	—	大高根	—

4. 会議日程及び会議に付した案件

- 議第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
議第28号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（意見聴取）
議第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について（許可処分）
議第30号 村山市農用地利用集積計画について
議第31号 村山市農業振興地域整備計画の変更について
議第32号 あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について

5. 報 告

- 報第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報第18号 農地転用制限の例外の確認について
報第19号 非農地証明願について
報第20号 農地改良届出について

6. 会議案件説明のため出席した者の職氏名

事務局長 三澤 智之
局長補佐兼事業推進係長 鈴木 耕哉

農地農政係長

猪藤 潤

7. 会議の書記

農地農政係長

猪藤 潤

会 議

(1) 開会 午後 6 時 00 分

(2) 開会のあいさつ

議長(青柳 篤)

さくらんぼの出荷真っ盛り、気温も暑く今まで以上に作業が早まっている模様だ。高温が心配だが、皆さんの努力で収穫を上手に進めて頂きたいと思います。また、ケガや体調に気を付けて農作業をよろしくお願ひしたいと思います。

「食料・農業・農村基本法」が 5 月 25 日に国会で成立した。「食料の安全保障」という文言が入っており、自給率なども関係して重要度が増しているようだ。今後とも、注意を払ってもらいたい。それでは、第 6 回総会を始めます。

(3) 議事録署名委員の選出について

議長(青柳 篤)

議事録署名委員を議長より指名いたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので指名させていただきます。

4 番 佐藤 善洋 委員 、 5 番 門脇 忠教 委員

それでは、議事に入ります。

(4) 協議事項

議長(青柳 篤)

議第 27 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 3 条の許可申請は 57 番の 1 件で、賃貸借権の設定となります。地目、面積は田が 1,235 m²になります。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書及び農地法第 3 条第 2 項の調査書に基づき、申請番号 57 番の案件について、申請土地に係る所有権の移転を詳細に説明した。なお、現地調査(6 月 4 日)を行った結果、農地法第 3 条第 2 項調査書のとおり、許可要件を満たしている旨を説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 27 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 28 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(意見聴取)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の農地法第 5 条の許可申請は、7 番の 1 件で、畑が 801 m²になります。詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、申請概要(用途等)、農地の区分、周辺農地等への影響等について詳細に説明した。

(説明内容)

申請番号 7 番は、譲受人が「一般住宅」を建築するため、所有権を移転するものです。

東根市に住まい(アパート)している譲受人が、景観が良く静かなこの土地を今後、子育てや終の棲家として購入したいとのこと。

一般住宅の面積の目安 500 m²を上回りますが、傾斜地であるため法面や擁壁など設置の必要があり、やむを得ないものと判断しております。

農地区分は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域「第 1 種住居地域」が定められていることから「第 3 種農地」に該当しており、立地基準を満たしております。

一般基準の資力につきましては、金融機関の住宅ローン仮審査結果通知で確認しております。

この案件について、6 月 4 日に申請者立ち合いのもとで現地調査を行った結果、排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、7 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 28 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 29 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について(許可処分)」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

先ほどの転用議案の意見聴取を受けて、許可権者として許可処分するものです。

議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(猪藤係長)

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、説明を行った。

この案件は、6 月 4 日に申請者立ち合いのもと現地調査を行った結果、いずれも排水経路や周辺農地等への影響は無く、立地基準及び一般基準を満たしていることから許可相当であることをご報告いたします。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、7 番の 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 29 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、議第 30 号「村山市農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

今月の集積計画は、申請番号 291 番から 332 番の 40 件で、申請内容は、所有権移転が 6 件、利用権設定の新規が 33 件、再設定が 1 件となります。なお、306 番と 324 番については、二重

記載により、欠番とさせていただきます。議案を朗読し、詳細は担当者に説明させる旨を告げる。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、291 番から 332 番までの所有権移転、利用権設定の新規、再設定について、農用地利用集積計画総括表・利用権設定各筆集計表を基に、計画の土地、申請人の状況、計画概要について詳細に説明した。また、今回の申請地は農業振興地域内にある農地であり、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしている旨を併せて説明した。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、議事案件の中に委員案件が 3 件あります。

まずは、委員案件 319 番、321 番、327 番を除いた、291 番から 318 番、320 番、322 番から 326 番、328 番から 332 番までの 37 件について審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、委員案件を除いた 37 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 30 号の委員案件を除いた 37 件について、原案の通り可決決定されました。

続きまして、319 番の委員案件 1 件について、審議に入ります。

5 番委員はご退席願います。

(5 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、319 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 30 号の、319 番の 1 件について、原案の通り可決決定されました。

5 番委員はご着席ください。

(5 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、321 番の委員案件 1 件について審議に入ります。

6 番委員はご退席願います。

(6 番委員 退席)

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、321 番の委員案件 1 件について、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

議第 30 号の、321 番の委員案件 1 件について原案の通り可決決定されました。

6 番委員はご着席ください。

(6 番委員着席)

議長(青柳 篤)

続きまして、327 番の委員案件 1 件について審議に入りますが、私が構成員となっている団体の案件ですので、議長を代理に交代いたします。

(議長交代)

議長(笹原代理)

暫時の間、よろしくお願いいたします。それでは、委員案件の 327 番について審議に入ります。

青柳会長、4 番委員はご退席願います。

(青柳会長、4 番委員 退席)

議長(笹原代理)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(笹原代理)

採決：異議なしの声がございますので、327 番の 1 件について原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(笹原代理)

議第 30 号の 327 番の 1 件について原案の通り可決決定されました。

青柳会長、4 番委員はご着席ください。委員案件の審議が終了しましたので、議長を会長に交代いたします。

(青柳会長、4 番委員着席)

議長(青柳 篤)

引き続き議事を進行いたします。

これで議第 30 号は、原案のとおりすべて可決決定されました。

続きまして、議第 31 号「村山農業振興地域整備計画の変更について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

村山市長より村山農業振興地域整備計画の変更 3 件について意見を求められております。

変更内容は、3 件とも除外であります。地目は田 2,359 m²、畑 1,401 m² 合計 3,760 m²、1 番は駐車場の整備、2 番は事業所、3 番は農家住宅の建築であります。

詳細につきましては、担当者に説明させますので、よろしくお願いします。

事務局(猪藤係長)

議案書に基づき、村山農業振興地域整備計画の変更 3 件の案件を説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入ります。ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 31 号は、原案の通り可決決定されました。

次に、議第 32 号「あっせん譲り受け等候補者名簿の登録審査について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局(三澤事務局長)

今回、新たに 2 件のあっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請がありました。

詳細につきましては、担当者に説明させますので宜しくお願いします。

事務局(鈴木補佐)

議案書に基づき、あっせん譲り受け等候補者名簿の登録申請 2 件の案件を説明。

議長(青柳 篤)

これより審議に入りますが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり。

議長(青柳 篤)

採決：異議なしの声がございますので、原案のとおり可決決定したいと思います。ご異議ございませんか。

異議なし。

議長(青柳 篤)

これで議第 32 号は、原案のとおり可決決定されました。

続きまして、5 の報告に入ります。

(5) 報告

議長(青柳 篤)

報告事項の報第 17 号から報第 20 号まで、事務局より説明を求めます。

事務局(三澤事務局長)

報告事項、報第 17 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」、報第 18 号「農地転用制限の例外の確認について」、報第 19 号「非農地証明願について」、報第 20 号「農地改良

届出について」、本文を朗読し説明した。

(説明内容)

農地法第18条第6項の合意解約は、申請番号90番から95番の6件です。田が6,779㎡、畑が705㎡、計7,484㎡となります。解約理由は貸し人の都合によるものが3件、借り人の都合によるものが3件であります。集積の助成金の返還、離農補償はありません。

農地転用制限の例外の確認については2番の1件で、畑1,024㎡のうち19.2㎡に農機具格納庫等を設置するもので、農地法施行規則第29条第1項第1号の規定に該当するものです。なお、6月4日に現地調査を行い、周辺農地に影響がないこと等を確認しております。

非農地証明願については、18番、19番の2件で、台帳地目で田788㎡、畑273㎡の計1,061㎡です。申請内容は、20年以上前から耕作不便により農地として利用されず原野化して農地性が失われたものや、法令の理解不足により宅地として利用されてきたものなどです。6月4日の現地調査により、申請人の申し出のとおり、確認しております。

農地改良届出は、4、5番の2件で、田が503㎡、畑が970㎡の計1,473㎡です。申請目的は、いずれも盛土や擁壁設置などにより耕作条件を整え畑地として利用するものです。6月4日に現地調査をした結果、隣接する農地には影響がないことを確認しています。

以上、報第17号から報第20号まで、報告いたします。

議長(青柳 篤)

ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

異議なしの声あり

議長(青柳 篤)

異議なしの声がございますので、以上で報告事項を終わります。

(6) 閉会

以上をもちまして、議事の議案第27号から第32号までの6件、報告の報第17号から第20号までの4件について、終了します。

終了 午後19時00分